



ちばの学童保育

2018年11月18日 発行 第114号

発行者 千葉県学童保育連絡協議会
船橋市本町3-4-3 千葉保育センター内
Tel: 047-424-8102 Fax: 050-3730-6088
E-mail: chibagakudo@nifty.com

『従うべき基準』の堅持を求めます

厚生労働省令の設備運営基準にある「従うべき基準」は指導員の配置人数など、子どもの命と安全を守るうえで欠かせないものですが、これを緩和しようとする地方からの圧力があります。全国学童保育連絡協議会では、「従うべき基準」を堅持するため総会決議を採択しました。

学童保育の「従うべき基準」の堅持と早期拡充をめざす決議

2017年12月26日の「平成29(2017)年の地方からの提案等に関する対応方針」において、「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(以下、設備運営基準)」の「従うべき基準」の廃止または参酌化について、「地方分権の場」で検討されることが閣議決定された。私たち全国学童保育連絡協議会は、「従うべき基準」の廃止または参酌化について断固として反対し、子どもの命と安全を守る上で欠かせない「学童保育の『全国的な一定水準の質』」を確保するために、「従うべき基準」(指導員の資格と配置)を堅持し、早期に拡充することを求めてきた。

私たちは、厚生労働省や内閣府に対しては要望書を提出し、「放課後児童対策に関する専門委員会」にはヒアリングの場において「従うべき基準」の堅持を訴えてきた。緊急に行った「学童保育(放課後児童健全育成事業)の『従うべき基準』を堅持することを求める」請願署名では、目標を大きく上回る20万8993筆の署名を国会に届けた。同時に、「公的責任における放課後児童クラブ(学童保育)の抜本的拡充を目指す議員連盟」と「自由民主党学童保育(放課後児童クラブ)推進議員の会」(以下、「自民党議連」)にも働きかけ、それぞれの総会の場で「従うべき基準」の堅持を訴えた。

こうした私たちの取り組みで子どもたちのいのちや安全を保障していくには「従うべき基準」は必要不可欠であるという認識が大きく広がってきた。「自民党議連」においては「放課後児童クラブの『従うべき基準』の維持を求める決議」が決議され、厚生労働大臣に申し入れが行われるなど国会での動きもつくられた。厚生労働省は、当初、2018年8月を目途に具体的な検討を行うとしていたが、2018年10月現在、結論はでていない。しかしながら、「地方分権の場」における「従うべき基準」の廃止または参酌化の検討は依然として進められている。予断を許さない状況にあり、「従うべき基準」の堅持を求める取り組みを今まで以上に強めていく必要がある。

私たちは、引き続き「従うべき基準」を守る取り組みを後押しするために、地方議会や自治体から『従うべき基準』の堅持を求める意見書を提出する取り組みをすすめている。2018年10月現在、埼玉県議会、福岡県議会、岩手県議会、埼玉県東松山市などで、意見書が提出された。

「設備運営基準」では、施設の広さや規模などが「参酌」にとどまったために、市町村の学童保育に対する認識の違いによって、自治体施策の格差が生じている。「従うべき基準」を廃止または参酌化することは、全国の学童保育の質に一層格差を生み出すことになり、子どもたちの成長・発達及び安全確保に困難を強いるものである。

私たちは、この総会において確認された「子どもの命と安全を守る上で欠かせない「学童保

育の『全国的な一定水準の質』を確保するために、「従うべき基準」を堅持し、早期に拡充させる取り組みをすすめます」という方針のもと、世論の理解を得るとともに、国会への請願をはじめ国、国会議員、地方議会および地方自治体に対して、あらゆる手立てを検討し、取り組みを進めていく。

以上、決議する。

2018 年 10 月 19 日 全国学童保育連絡協議会 2018 年度 定期総会

千葉県連協としても県や県議会、市町村への要請活動を行っているところです。各地域にでも市町村条例の緩和を許さないための取り組みをお願いします。

2018 年度特別研修・新人研修

今年も新人研修・特別研修を行います。

新人研修「学童保育の基本的な役割と仕事」鈴木美加【受付終了】	11 月 19 日(月)
実技研修 学童保育の遊びと生活 「つくって、あそんで、つながる遊び」 荒牧光子	12 月 3 日(月)
特別研修「発達障害とグレーゾーンの子への配慮と対応のあり方」渡邊千代	
第 1 回 集団生活で表れやすい特性と配慮	11 月 27 日 (月)
第 2 回 どの子ども安心した場所となるための対応と個別支援について	12 月 7 日 (金)

場所は千葉保育センター、時間はいずれも 9:30-11:00(9:15 受付)、費用はいずれも会員 2,000 円、非会員 3,000 円（当日個人会員申し込み可能）です。開催前週の木曜日まで申し込みを受け付けています。

第 53 回全国学童保育研究集会

全国学童保育研究集会が神奈川県横浜市で開催されました。全国津々浦々から 4600 名近くの参加者が集まりました。奥の広いステージを埋め尽くすけん玉ダンス、ダブルダッチ、三浦太鼓と子どもたちの日常の遊びや活動が垣間見られる歓迎行事から始まり、学童保育を利用しているお母さんの特別報告や被災地報告、基調報告では、全国学童保育連絡協議会にて基準を緩めることのないよう決議が紹介されたり、「日本の学童はいく」誌のアピールタイムでは、実行委員長のお父さんが作った歌をみんなで歌ったりと賑やかに開会しました。

全体会は増山 均（早稲田大学名誉教授）さんによる「子ども時代は二度と来ない『子供』が『子ども』でいられるための 5 つの権利」が横浜文化体育館、分科会は会場を関東学院大学金沢八景キャンパスに移し、31 分科会分散会合計 56 教室に分かれ学び、交流をしました。

千葉県からは習志野、船橋からレポート、生活づくりの世話人や分科会の世話人を引き受けています。お疲れ様でした。

来年は、京都で 10 月 19 日、20 日開催です。今から来年に向けて研修の予定に入ってくださいね。



地域の学童保育紹介シリーズ - 松戸市

松戸市では、H31年4月1日より現行の補助事業から委託事業へ移行し45か所の放課後児童クラブ全てが社会福祉法人、NPO法人に業務委託が実施されます。

現在、放課後児童クラブ運営業務委託化に関する公募型プロポーザルを実施、45小学校区で事業者を選考委員会にて審査決定しています。プレゼンテーション審査は、10月～11月中旬予定でしたが11月末くらいまではかかりそうです。決定した事業者は随時ホームページで公開しています。

委託化の動きについて、保護者や指導員に知らされたのは今年に入ってからでした。6月末、保護者向けの説明会が行政により開催されましたが、情報がほとんど入って来ていない中で何が起きているのか戸惑う保護者が多かったようです。今回の制度変更で撤退する社会福祉法人が1か所、民間法人も何社か参入してきています。事業主が変わることによる保育内容や保護者会活動（行事等も含め）、指導員の継続雇用等、保護者にとっても指導員にとっても先の見えない不安を抱えています。

現在、法人連絡協議会で法人代表が行政と定期的に会議を開いていますが、新規に参入してくる事業者もいるなか、今後一層法人連絡協議会の内容の充実を図ると同時に第三者委員会のような条例に基づく運営がきちんとなされているか監督・監視する機関が必要だと考えています。

また、今回の制度変更に当たり松戸全体の保護者組織、指導員組織が無かったため情報の入手・共有、行政への働きかけ等が難しかったと思っています。大きな課題として残りました。

学童保育における情勢

2014年7月に策定された「放課後子ども総合プラン」が2016年の児童福祉法の改正等を受け新たに2019年度より「新・放課後子ども総合プラン」として策定されました。

既に各市連協のご担当者へ配布した行政書類にも有ります様に「放課後児童クラブの量的拡充を2021年度末までに新たに25万人分を整備し、更に約5万人分を2023年度末までに整備する。(122万人→152万人)」とあります。

その「新・放課後子ども総合プラン」には、＜3.国全体の目標＞の項目4（以下「3-4」とする）には、「児童を預かるだけでなく、児童が支援員の助けを借りながら、基本的な生活習慣や異年齢児童等の交わり等を通じた社会性の習得、発達段階に応じた主体的な遊びや生活が出来る場であり、子どもの主体性を尊重し、子どもの健全な育成を図る役割を担っている・・・」と記述されています。

事業計画に於いても各市町村や都道府県にそれぞれの役割を具体的に記載した上に運営委員会の設置を求めています。

市町村の運営委員会では、下記の内容が盛り込まれています。



1. 放課後児童クラブの年度ごとの量の見込み及び目標整備量。
2. 一体型の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の 2023 年度に達成されるべき目標事業量。
3. 放課後子ども教室の 2023 年度までの実施計画。
4. 放課後児童クラブ及び放課後子供教室の一体的な、又は連携による実施に関する具体的な方策。
5. 小学校の余裕教室等の放課後児童クラブ及び放課後子供教室への活用に関する具体的な方策。
6. 放課後児童クラブ及び放課後子供教室の実施に関わる教育委員会と福祉部局の具体的な連携に関する方策。
7. 特別な配慮を必要とする児童への対応に関する方策。
8. 地域の事情に応じた放課後児童クラブの開所時間の延長に係る取組。
9. 各放課後児童クラブが、3-4 に記載した放課後児童クラブの役割をさらに向上させていくための方策。
10. 3-4 に掲げた放課後児童クラブの役割を果たす観点から、各放課後児童クラブにおける育成支援の内容について、利用者や地域住民への周知を推進させるための方策等。

市町村運営委員会の構成員として行政関係者（教育委員会及び福祉部局）、学校関係者、PTA 関係者、社会教育関係者、児童福祉関係者、学識経験者、放課後児童クラブ関係者、放課後子ども教室を含む地域学校協働活動関係者、学校運営協議会関係者、地域住民等とあり、各市連協からも放課後児童クラブ関係者として参加できるよう要請する事が望ましいと考えます。



月刊『日本の学童ほいく』を読んで、語って、いっぱい広めよう！！



みなさん、読んでいますか？

『日本の学童ほいく』は

- ＊働きながらの子育てに役立つ雑誌です。
 - ＊指導員の実践(生活づくり)に役立つ雑誌です。
 - ＊読者である保護者・指導員が自らつくる雑誌です。
 - ＊学童保育をよりよくするための運動を進めるために役立つ雑誌です。
- 保護者会や指導員の学習会の話題に取り上げてもOK！

もちろん親子で、そしてクラブで子どもたちとも一緒に楽しめる記事満載です。

